

令和8年

第1回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和8年1月26日 午後1時30分から
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安池幸子	9番 守屋智
2番 加藤敏行	10番 加藤敏郎
3番 竹内欣也	11番 渡邊康弘
5番 山口秀雄	
6番 鈴木洋有	13番 石井雅浩
7番 平原則子	15番 柳田進
8番 青木貞治	16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

12番 仲出川治幸

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田政夫 吉川京男 柏木博 二宮晃一

5 出席事務局員

事務局長 木村公哉
書記 久保田徳人 伴野航

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画(案)に係る意見聴取について

議案第3号 非農地証明交付申請の承認について

報告第1号 大磯町の平均的農地賃借料について

議長 ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和8年第1回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、12番仲出川治幸委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、15番柳田進委員と1番安池幸子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第1号1番を朗読・説明》

書記 議案第1号1番につきましては、NPO法人が賃借している農地にある作業場兼事務所が老朽化し、営農拡大により手狭になったので、隣接する農地に新設するために転用許可を申請するものです。

当該農地は、市街化調整区域の賃借農地2筆ですが、現況はNPO法人が設置したビニールハウスの一部を壊して更地となっています。作業場兼事務所は農地の返却時に撤去され農地復元されることになっています。

NPO法人は農作業のために多くの障がい者を雇用しており、作業場が拡大することで袋詰めなど作業の安全確保と効率化が図られ、生産性が向上するものと考えられます。

なお、1月15日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番の竹内です。議案第1号1番の農地について、1月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

NPO法人の作業場兼事務所が新しく拡大されることで、雇用者の安全確保と生産性の向上が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように雇用者の安全確保と生産性の向上が図られるとのことですね。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地所有者と農地を借りている法人、今回の工事請負業者との農地法上の関係はどうなっているのか。

事務局 譲渡人は農地所有者、譲受人は農地を借りている法人となります。法人はまず当該農地の農地転用を行い、作業場兼事務所を作ります。工事請負業者は農地所有者より工事期間内に農地を使用貸借して工事を行います。譲受人は工事完了後、当該農地を20年間賃借して農地を返す時は作業場兼事務所を撤去して農地復元を行います。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第1号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者多数により、議案第1号1番について、原案とおりの決定しました。

議長 次に議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、番号1番と2番、3番と4番、5番と6番、7番と8番、9番と10番はそれぞれ同一の議案ですので各々一括で審議します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の3ページから5ページの5件でございます。場所につきましては総会資料の2ページから7ページをご覧ください。

議案第2号1番と2番の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

事務局

《議案第2号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の田3筆で、農地造成により飼料畑として使用される予定でしたが、計画がなくなり現在は遊休農地となっています。

貸し手は地元の農家で、借り手は昨年からは隣接する農地で観光農園を建設中の認定新規就農者です。

認定新規就農者が当該農地を借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月15日に西小磯東地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯東地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第2号1番と2番の農地について、1月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、畑3筆ですが、認定新規就農者が借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第2号1番と2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第2号1番と2番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に3番と4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

《議案第2号3番と4番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地2筆で、万田道沿いの田1筆と本郷山前の畑1筆の賃貸借権の再設定となります。

貸し手は地元の非農家で、借り手は地元の専業農家です。専業農家が当該農地を継続的に借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月15日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。議案第2号3番と4番につきましては現地調査をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員が欠席なので、事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局 《書記が代読》

書記 代読です。議案第2号3番と4番の農地について、1月15日に西小磯西地区担当の仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、田畑2筆ですが、専業農家が継続的に借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 この農地の賃借について「地域計画」との関係はどうなっていますか。

事務局 借り手は「地域計画」での担い手となっています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第2号3番と4番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第2号3番と4番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に5番と6番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第2号5番と6番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地3筆で、構造改善地区の田3筆

の使用貸借権の再設定となります。

貸し手は地元の非農家で、借り手は地元の農家となります。当該農地を継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月15日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。議案第2号5番と6番につきましては現地調査をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員が欠席なので、事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局 《書記が代読》

書記 代読です。議案第2号5番と6番の農地について、1月15日に西小磯西地区担当の仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、田3筆ですが、地元の農家が継続的に借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第2号5番と6番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第2号5番と6番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に7番と8番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第2号7番と8番を朗読・説明》

書記 当該農地は、生沢地区の農業振興地域内の田1筆で、貸し手は地元の農家で、借り手はこの地域でマコモタケの栽培を行っている認定新規就農者です。

認定新規就農者が当該農地を借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月15日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番の竹内です。議案第2号7番と8番の農地について、1月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、認定新規就農者がマコモタケの栽培を行っている農地に隣接しており、借り手の営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 賃借料が大変安いですが、どのように決められたのか。

事務局 農地所有者が固定資産税程度の賃借料を希望したと聞いています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第2号7番と8番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第2号7番と8番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に9番と10番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第2号9番と10番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の田1筆で、貸し手は地元の非農家で、借り手は地元の農家です。

地元の農家が継続的に借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月21日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。議案第2号9番と10番につきましては現地調査をお願い

いたした西小磯西地区担当の仲出川委員が欠席なので、事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

《書記が代読》

書記 代読です。議案第2号9番と10番の農地について、1月21日に西小磯西地区担当の仲出川委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、非農家が所有している水田で、地元の農家が継続的に借りることで営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第2号9番と10番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第2号9番と10番について、原案とおりに決定しました。

議長 以上で議案第2号のすべての審議が終わりました。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に議案第3号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第3号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書6ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の8ページをご覧ください。

事務局

《議案第3号1番を朗読・説明》

書記 議案第3号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。

非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可

能です。

当該農地は、生沢地区の市街化区域に隣接する市街化調整区域の第3種農地1筆ですが、昭和60年頃から資材置場して使用され現在に至っています。

なお、1月15日に生沢地区担当の竹内委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番の竹内です。議案第3号1番の農地について、1月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、資材置場となっていて農地性がなく、農地復元が困難であることを確認しました。

また、当該農地を非農地とすることによる周辺の農地への影響はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第3号1番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第3号1番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に報告第1号「大磯町の平均的農地賃借料について」事務局より説明をお願いします。

書記 報告第1号「大磯町の平均的農地賃借料について」は議案書7ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号を朗読》

書記 令和7年1月から令和7年12月までの大磯町の10アール（1反≒1,000㎡）

当たりの平均的農地賃借料につきましては、田の賃借料は13,000円、畑の賃借料は12,000円で、両方とも昨年と同額になりました。これは、現在の賃借料のほとんどが平均的農地賃借料に基づいているからです。

なお、平均的農地賃借料につきましては農地法第52条に基づき、農地の賃借料情報を告示し、町のホームページにも掲載する予定です。

議長 ただ今の報告第1号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和8年第1回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時14分)